

令和8年度山形県住民税非課税世帯向けエアコン設置支援事業費 補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、住民税非課税世帯の夏の熱中症対策と経済的負担の軽減を図るため、令和8年6月1日以降において、現に居住する自宅に家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）を設置する者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 家庭用品品質表示法の規定によるエアコンディショナー（いわゆるエアコンであり、壁掛けや窓用など設置工事を伴うもので、容易に移動できないものとする。）
- (2) 協力店 当該補助事業の実施に関して、協力店として参加申込のあった県内に本社・本店があるエアコン販売店舗
- (3) 償還払 当該補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）が補助金を受領する方法
- (4) 受領委任払 申請者が補助金額の受領を協力店に委任することで、申請者は補助金額を差し引いた額を協力店に支払い、後日、協力店が補助金を受領する方法

(補助対象世帯)

第3条 県内に居住し、世帯の構成員全員が令和8年度の個人住民税が非課税であり、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 高齢者世帯 令和9年3月31日時点において満65歳以上である者のみで構成する世帯
- (2) 障がい者世帯 令和8年6月1日時点において次に掲げる手帳又は医療証のいずれかを所持している者の属する世帯
 - イ 1級又は2級の身体障がい者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳をいう。）
 - ロ A判定の療育手帳（山形県療育手帳制度実施要綱（昭和49年7月1日障第159号県民生部長通知）に基づく療育手帳をいう。）
 - ハ 1級の精神障がい者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳をいう。）

二 重度心身障がい（児）者医療証（県内市町村で交付している重度心身障がい（児）者医療給付金に係る医療証をいう。）

(3) ひとり親等世帯 令和8年6月1日時点において、次に掲げる世帯
イ 配偶者と死別若しくは離別した者又は未婚である者とその子（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童（以下「児童」という。））のみで構成する世帯（事実婚状態にある世帯を除く。）

ロ 両親がいない状態にある児童を養育している者のみで構成する世帯
ハ イ又はロに準じる状態にある児童を監護している者のみで構成する世帯

2 前項にかかわらず、生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯）又は中国残留邦人世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「25年改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは25年改正法附則第2条第3項に基づく支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯をいう。）は補助対象外とする。

（交付の対象）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表左欄に掲げる補助金の対象経費の合計（税抜）の額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額又は50,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）をエアコンの購入前に提出し、交付の決定を受けなければならない。なお、交付申請書の提出期限は令和8年9月30日までとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 見積書の写し（エアコンのメーカー名、型番、エアコンの本体価格、

室外機の価格及び設置工事費の内訳の記載があるもの)

- (2) 世帯全員の令和8年度の課税証明書(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得が記載されたもの)
- (3) 住民票謄本その他対象要件を確認できる書類
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 賃貸住宅の場合は、賃貸住宅所有者の同意書(様式第3号)
- (6) 償還払の場合、支払先の口座情報(金融機関名、口座番号、口座名義人の記載がある通帳の写し)

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の増又は20%を超える減以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、エアコンの設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和8年11月30日のいずれか早い日までに規則第14条の規定による補助事業実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。なお、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 領収書等の写し(エアコンの本体価格、室外機の価格及び設置工事費の内訳の記載があるもの)
- (2) 設置後の状態が分かる写真
- (3) 受領委任払の場合、受領委任払申出書(様式第6号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、補助金の請求及び受領を、協力店に委任することができる。

3 申請者から補助金の請求及び受領を受任した協力店は、額の確定通知後に、請求書(様式任意)を速やかに提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助率
<p>(1) 申請時点において、居住している住居にエアコンが1台もない又は故障により使用できるエアコンが1台もない場合におけるエアコン本体、室外機の購入費及び設置工事費（令和8年10月31日までに設置するものに限る。）であり、協力店から購入したものに限る。なお、延長保証料、処分費、家電リサイクル料金、振込手数料及び消費税は対象外とする。</p> <p>(2) その他下記に該当するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 中古品、リース、レンタルの場合ロ 住宅の新築・増改築時に設置する場合ハ 当該補助金を再度活用する場合（1世帯1台限り）ニ スポットクーラー（可動式）の場合	10/10